

【協議事項 2】**全医療機関における具体的対応方針の策定について****1 これまでの経緯**

- 平成30年2月7日付け厚生労働省通知において、都道府県は、毎年度地域医療構想調整会議で合意した「具体的対応方針」を取りまとめることとされた。
※ 具体的対応方針とは
 - ・ 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
 - ・ 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数等
- これまで鹿児島保健医療圏では、第8回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（H31.2.19）において、公立病院は新公立病院改革プラン及び2025年に向けた具体的な計画、公的医療機関等2025プラン対象医療機関は公的医療機関等2025プランについて合意を得たところ。（9医療機関^{*1}）
- また、公的医療機関等2025プラン対象医療機関のうち再検証対象医療機関（4医療機関^{*2}）については、第12回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（R2.10.12）において、「現時点では概ね妥当と認められるが、最終的な協議結果とはせず、今後、国から期限や進め方について示された後に、それらを踏まえて協議する」とされたところ。
- 令和4年3月24日付け厚生労働省通知において、2022年度（令和4年度）及び2023年度（令和5年度）において民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされた。

*1 合意済みとなった公立病院及び公的医療機関等2025プラン対象医療機関（9医療機関）

鹿児島市立病院，鹿児島医療センター，済生会鹿児島病院，鹿児島市医師会病院，南風病院，鹿児島厚生連病院，鹿児島赤十字病院，鹿児島大学病院，いまきいれ総合病院

*2 公的医療機関等2025プラン対象医療機関のうち再検証対象医療機関（4医療機関）

済生会鹿児島病院，鹿児島市医師会病院，鹿児島厚生連病院，鹿児島赤十字病院

1-1 対象

- 令和5年5月30日付け依頼文
「すでに合意済みとなった公立病院及び公的医療機関等2025プラン対象医療機関（5医療機関）」を除く管内の病院及び有床診療所に対し、「具体的対応方針」の策定及び提出を依頼
- 令和5年12月7日付け依頼文
「すでに合意済みとなった5医療機関」についても、新型コロナウイルス感染症への感染拡大状況等を踏まえた圏域内の全医療機関の現状を把握するため、「具体的対応方針」の再提出を依頼。

2 各専門部会協議結果

第12回回復期専門部会（R6.1.17）

回復期専門部会で取り扱った医療機関について、専門部会として承認する。

ただし、中洲整形外科については、現時点では保留とし、再開時期等の具体的な計画が確定した時点で、改めて専門部会で協議する。

第10回慢性期及び在宅医療専門部会（R6.1.17）

慢性期及び在宅医療専門部会で取り扱った医療機関について、専門部会として承認する。

第14回高度急性期及び急性期専門部会（R6.2.6）

高度急性期及び急性期専門部会で取り扱った医療機関について、専門部会として承認する。

ただし、非稼働病棟を有する医療機関については、今後の運用見通し等に対する具体的な計画が必要。

第13回部会長等会議（R6.2.6）

各専門部会における協議結果について、部会長等会議として承認する。

3 協議事項

各専門部会における協議結果について、調整会議として承認する。